

●引っ越しシーズン！市への手続きをお忘れなく！



●住所が変わるときは住所変更手続きを

転居の届け出には本人確認書類（運転免許証など）、マイナンバーカード（お持ちの人のみ）が必要です。

市外へ転出する人

転出前または転出後14日以内に届け出をして、転出証明書（無料）を受け取り、新しい住所地の市区町村に、転入後14日以内に提出してください。また、マイナンバーカードをお持ちの人は、自宅などでスマートフォンから転出届のオンライン申請ができます。



詳しくはこちら▶

市内へ転入してきた人・市内で転居する人

引っ越し後、14日以内に届け出をしてください。

☎ 市民課 ☎537-5734(本庁舎1階⑤番窓口)

●し尿の収集が必要な人は手続きを

市民課（本庁舎1階⑦番窓口）、各支所、北部清掃事業所の窓口で手続きをしてください。なお、転居などにより最後のくみ取りが必要な人は、早めにご連絡ください。

☎ 北部清掃事業所 ☎558-9787

●該当する人は各窓口で手続きを

市外へ転出または市内へ転入、市内で転居する人で、下記に該当する人は手続きが必要です。

対象者	届け出・お問い合わせ
国民健康保険の加入者	国保年金課 ☎537-5736 (本庁舎1階⑨番窓口)
後期高齢者医療制度の加入者	子育て支援課 ☎537-5796 (本庁舎1階⑬番窓口)
子ども医療費助成を受けている人	子育て支援課 ☎537-5793 (本庁舎1階⑬番窓口)
児童手当の受給者	長寿福祉課 ☎537-5741 (本庁舎1階⑭番窓口)
介護保険の被保険者	障害福祉課 ☎537-5786 (本庁舎1階⑮番窓口)
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っている人、自立支援医療の受給者	

※介護認定を受けている人には、転出先の市区町村で引き続き介護サービスを受けるために必要な「介護保険受給資格証明書」を窓口で交付します。

各種手続き・届け出は、各支所、本神崎・一尺屋連絡所でも受け付けています。

※精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療の手続きは本庁舎、東部・西部保健福祉センターのみ、し尿の収集の手続きは本庁舎、各支所のみ

鶴崎支所 ☎527-2111	野津原支所 ☎588-1111	坂ノ市支所 ☎592-1700	一尺屋連絡所 ☎575-8026
大南支所 ☎597-1000	明野支所 ☎558-1255	佐賀関支所 ☎575-1111	東部保健福祉センター ☎527-2143
植田支所 ☎541-1234	大在支所 ☎592-0511	本神崎連絡所 ☎576-1111	西部保健福祉センター ☎541-1496

●多量のごみは有料収集または処理施設へ

●有料収集の申込み

最低料金 1,960円～

廃棄するごみの種類・量が決まったら、早めにお申し込みください。収集日は申込みの際に決定します（申込み順）。※建物の中からの搬出はできません。

●処理施設への持ち込み

料金 10kgまでごとに35円
(350kgを超える場合は10kgまでごとに100円)

指定有料ごみ袋に入れる必要はありません。リサイクルできる紙類や布類は各地区のごみ収集で出してください。

※3月末～4月初めは混雑が予想されます。時間に余裕を持って搬入してください。施設内でのごみの積み下ろしは搬入者で行ってください。

申込み
☎ 東部清掃事業所 ☎523-0322
☎ 西部清掃事業所 ☎541-5473
☎ 佐賀関支所(佐賀関地区) ☎575-1122

☎ 清掃業務課 ☎568-5763

受入れ
月～土曜日 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分
☎ 佐野清掃センター(大字佐野) ☎593-4047
☎ 福宗環境センター(大字福宗) ☎588-0113

☎ 清掃施設課 ☎537-5659

※家電リサイクル対象品などは、有料収集や処理施設への持ち込みができません。

●水道の届け出もお忘れなく

引っ越しなどで新しく水道の使用を始めるときや使用を止めるとき、長期間使用しないときには届け出が必要になります。



詳しくはこちら▶

☎ 上下水道局営業課料金センター ☎538-2416



●住民異動に伴う業務で市役所窓口を開きます

3/25^土・26^日

4/1^土・2^日

開庁窓口

●時 間:午前8時30分～午後5時15分

●場 所:市役所本庁舎 ※各支所、各連絡所は開設しません。

●駐車場:市営荷揚西駐車場、城址公園駐車場をご利用ください。
(市役所をご利用の場合は、無料です。)



市民課窓口状況案内

待ち人数の確認はこちら▼



受付窓口	取り扱い業務	お問い合わせ
市民課 (本庁舎1階)	<p>⑤番</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民異動届の受け付け ※戸籍届け出と同時にを行う場合は取り扱うことができません。 戸籍の届け出は、当直室(本庁舎地下1階)で24時間受け付けています。 ●住民異動に伴う住民票の写し・記載事項証明書の交付 ●住民異動に伴う印鑑登録の受け付け、印鑑登録証明書の交付 ●転入や転居に係る小・中学校の転入学通知書の交付 	☎537-5734
	<p>⑦番</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民異動に伴う水道の届け出、ごみカレンダーの配布 	
子育て支援課 (本庁舎1階)	<p>⑬番</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民異動に伴う児童手当・子ども医療費助成の受け付け 	☎537-5793
国保年金課 (本庁舎1階)	<p>⑨番</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民異動に伴う国民健康保険の資格異動の受け付け ※国民年金の手続きは、年金事務所での確認が必要なため、取り扱うことができません。 	☎537-5736 ☎537-5738
国保年金課 (本庁舎2階)	<ul style="list-style-type: none"> ●住民異動に伴う国民健康保険税の納付・相談 	

※届け出には、本人確認書類（運転免許証など）、マイナンバーカード（お持ちの人のみ）が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

マイナンバーカードがあれば

●証明書はコンビニ等でも取得できます！

※利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）が必要です。



取得できる証明書

- ①住民票の写し(本人、同一世帯分) ※1 1通 200円
- ②印鑑登録証明書(本人分) ※1 1通 200円
- ③戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※2 1通 300円
- ④戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) ※2 1通 300円
- ⑤市民税・県民税課税証明書 ※3※4 (本人分) ... 1通 200円
- ⑥所得証明書(本人分) ※4※5 1通 200円

※1 通称住所の記載はできません。

※2 本籍地が大分市以外の人は本籍地の市区町村へお問い合わせください。

※3 所得金額、所得控除の内訳、市県民税の金額等の記載があります。

※4 所得証明書、市民税・県民税課税証明書は現年および過年度(5年分)取得可能です。

※5 所得金額のみの記載になります。

☎ ①～④の証明書について 市民課(☎537-5615)

☎ ⑤・⑥の証明書について 税制課(☎537-5673)

利用できる店舗

- セブン-イレブン・ローソン・ファミリーマート
 - イオン九州の系列店舗 ほか
- ※ただし、マルチコピー機(キオスク端末)設置店舗に限ります。

利用可能時間

毎日午前6時30分～午後11時(システムメンテナンス日を除く)

※サービスを利用できる日時は、各店舗の営業時間に準じます。



詳しくはこちら▶